

医療機関の産業廃棄物の 処理費用負担について



医療機関から当社医薬品の使用済みの容器を回収し廃棄してほしいと要請されました。この要請に応じてよいでしょうか。



回答



応じることはできません。

廃棄物には、家庭ごみ等の一般廃棄物と、事業活動に伴って発生する産業廃棄物があり、いずれも「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下「廃棄物処理法」という。)に基づき適正に処理されなければなりません。

廃棄物処理法では、事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないとしており、医療機関等も当然事業者該当しますので、医薬品の使用に伴って発生した「使用済み容器」は、事業者である当該医療機関等が自らの責任により処理すべきものであることは明確になっています。

(廃棄物処理法第11条・第12条)

◆「医療廃棄物の引き取り」は、廃棄物処理法に抵触するとともに、誤って引き取れば、処理費用の肩代わりになるため、規約で制限されます。

【参考】

使用済み注射器の廃棄ボックスを、在宅自己注射実施の患者用として、医療機関経由で提供することは「針刺し事故防止及び一般廃棄物への混入防止等」適正使用・医療過誤防止のためであり、取引誘因にはならず規約で制限されない。